静岡県監査委員告示第24号

静岡県職員措置請求（東部農林事務所の不動産鑑定に係る支出に関する住民監査請求）の監査結果（令和８年８月12日静岡県監査委員告示第16号）に付された意見に基づいて改善措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和８年11月13日

静岡県監査委員　山下　和俊
静岡県監査委員　松本　早巳
静岡県監査委員　増田　享大
静岡県監査委員　河原崎　聖

意見を付した監査対象機関	監査結果通知年月日
静岡県経済産業部農地局農地整備課 静岡県経済産業部東部農林事務所	令和８年７月31日

【意見の内容】

地方自治法第２条第14項において、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないものとされており、また、地方財政法第４条第１項において、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出してはならないものとされている。

公共用地課長通知において、各価格時点の相違が１年以上の場合であっても、鑑定評価の価格時点から３年を超えない範囲において、不動産鑑定士の意見により時点修正して採用できるという例外的取扱いが示されているのは、これらの規定の趣旨を踏まえたものであると考えられる。

したがって、例外的取扱いが示されている場合は、その適用の可否について、慎重に検討されたい。

【措置の内容】

土地改良事業に関する用地取得に関しては、静岡県が施行する公共事業に伴う損失補償基準細則別記１　土地評価事務処理要領に基づき、各農林事務所において原則不動産鑑定を実施している。この場合、公共用地課長通知（平成29年１月４日建公第220号）に基づき、「３年を超えない範囲において、不動産鑑定士の意見により時点修正して採用できる」としている。

一方、土地改良事業で不要となった用地については、用途廃止後、売払いを行うことになっている。この場合には、静岡県財産規則で別に定めるとしている財産評価要領（昭和36年11月１日事総第90号事業部長通知）に基づき、財産評価を行うこととなっている。

よって、今後とも、土地改良事業に関する用地取得、財産処分の別に関わらず、時点修正に関する例外的取扱いを実施する際には、適用の可否について慎重に検討するとともに、あわせて不動産鑑定士への事前確認も行うよう、各農林事務所に改めて通知する。また、担当者会議・財産状況調査等を利用して、時点修正に関する例外的取扱いについて今後も継続的に周知する。